

労働保険事務組合
委託事業主のみなさまへ

令和8年度 労働保険 年度更新手続について

委託している労働保険事務組合の指定する期日までに
手続をしてください。

手続に関する詳細については、労働保険事務組合へお問い合わせください。

高齢者に係る保険料免除の廃止

64歳以上の高齢労働者について、雇用保険料の徴収免除が廃止され、令和2年4月1日からは、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となっておりますのでご注意ください。



厚生労働省・山口労働局

年度更新手続

✓ 労働保険とは

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険を総称した言葉です。

労働保険の保険料と労災保険の一般拠出金（以下「労働保険料等」といいます。）は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（これを「保険年度」といいます。）の1年間において、すべての労働者に対して支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて計算します。

✓ 年度更新

労働保険は、保険年度の当初に、その保険年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付の手続を一括して行うことになっています。これを労働保険の「年度更新」といいます。

この年度更新の手続は、毎年6月1日から7月10日までに行うことになります。

✓ 申告の方法

労働保険事務組合（以下「事務組合」といいます。）に労働保険事務の処理を委託している事業主（以下「委託事業主」といいます。）の労働保険料等の申告・納付等は、**委託事業主に代わって**、事務組合が行います。

このため、委託事業主は、労働保険料等算定基礎賃金等の報告（以下「賃金等の報告」といいます。）により、前年度の賃金総額と当年度の賃金総額の見込額を**指定された期日までに**事務組合に報告しなければなりません。※期日は事務組合により異なります。

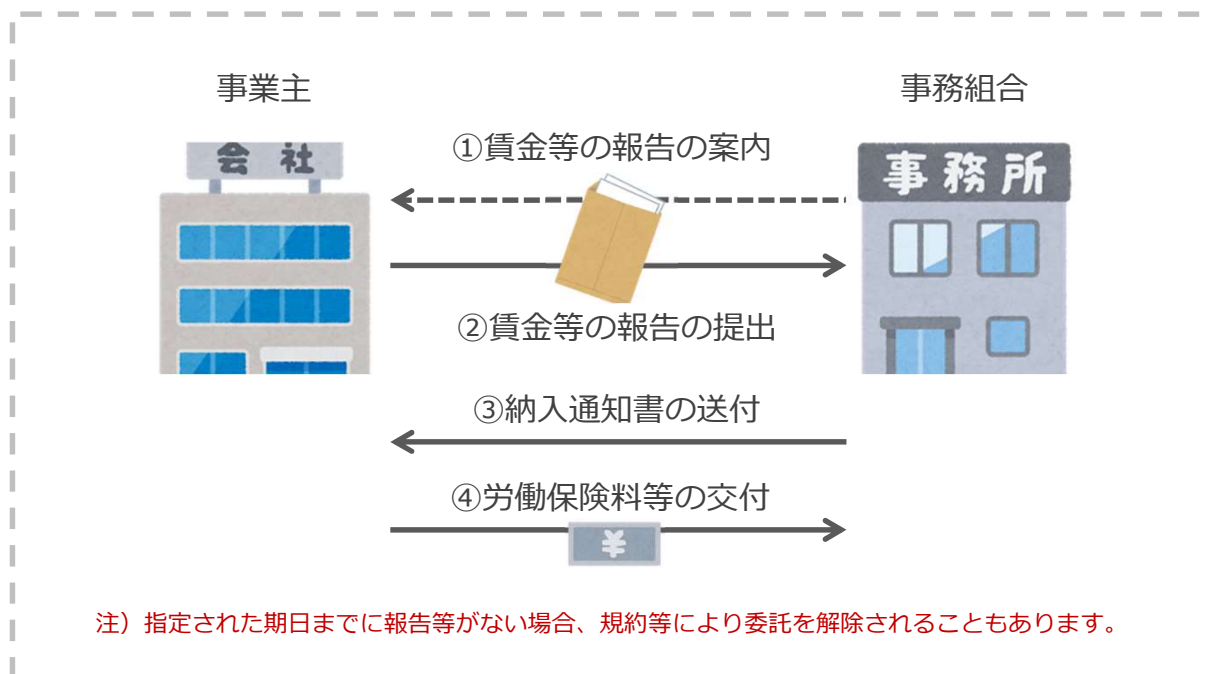
✓ 納付の方法

賃金等の報告により計算された労働保険料等は、事務組合から通知される労働保険料等納入通知書の**納入期日までに**、事務組合に交付しなければなりません。※期日は事務組合により異なります。

✓ 概算保険料の延納（分割納付）

委託事業主は、労働保険料の額にかかわらず、概算保険料を3回に延納（分割納付）することができます。

延納は、委託事業主の申告に基づいて行われることとなっているため、延納を希望する委託事業主は、「賃金等の報告」の「概算の延納」欄に、延納の希望を明示します。



賃金等の報告の作成

賃金等の報告の記入にあたっての留意事項

労働保険料等の算定にあたっては、対象となる賃金総額を正確に把握することが大切ですので、次の事項に留意して「賃金等の報告」を作成してください。

●労働者

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。

→ 対象者の
範囲

●賃金総額

賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者（年度途中の新規採用者、退職者を含みます。）に対して、賃金、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払うもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

また、保険年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に支払いが確定した賃金は、その保険年度に実際に支払われていなくとも算入してください。

→ 賃金の
範囲

提出期限

事務組合により異なりますので、委託先の事務組合にご確認ください。

様式の種類

年度更新手続で使用する様式は、「手書用」と労働保険事務組合総合コンピュータシステム（以下「総コン」といいます。）などのコンピュータを利用する「総コン用」があります。事務組合により異なりますので、委託先の事務組合にご確認ください。

賃金等の報告の記入要領及び記入例

令和8年度の賃金総額の見込額が前年度の $\frac{50}{100}$ 以上 $\frac{200}{100}$ 以下の場合は、1を○で囲んでください。

総コン用

主たる事業の内容に変更がある場合は、事務組合へご相談ください。

組機様式第5号 労働保険料等算定基礎賃金等の報告

住所 〒 △△△-△△△△
○○市○○町×-××

事業場名 株式会社○○工業

事業主名 ○○ ○○ 殿

労働保険番号 府県 所管 管轄 基幹番号 枝番 科変
35 3 01 930000 000

雇用保険事業所番号 3501 - 123456 - 7

事務組合名 労働保険事務組合 ○○組合

事業の概要 6301 スプーン、ナイフ、フォーク等食卓用刃物の製造業

特掲事業 2 1. 該当する 2. 該当しない

3. 事業の概要 6301 4. 特掲事業 2

5. 新年度賃金見込額
① 前年度と同額
② 前年度と変わる

6. 延納の申請
1. 一括納付
2. 分納(3回)

7. 新年度賃金見込額
① 前年度と同額
② 前年度と変わる

8. 委託解除年月日
9. 委託解除拠出金納付済

項目	1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金				3. うち高齢労働者分						
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者	(3) 臨時労働者	(4) 合計	(5) 被保険者	(6) 役員で被保険者扱いの者	(7) 合計	(8) うち高齢労働者分	人員	支払賃金					
4月	11 ^A	2,768,898 ^円	1 ^A	363,510 ^円	0 ^A	12 ^A	3,132,408 ^円	11 ^A	2,768,898 ^円	1 ^A	363,510 ^円	12 ^A	3,132,408 ^円		
5月	11	2,759,845	1	366,809	1	154,554	3,281,208	11	2,759,845	1	366,809	12	3,126,654		
6月	11	2,738,461	1	368,177	1	142,100	3,248,738	11	2,738,461	1	368,177	12	3,106,638		
7月	11	2,749,515	1	354,923	1	158,350	3,262,788	11	2,749,515	1	354,923	12	3,104,438		
8月	11	2,821,268	1	362,118	1	166,611	3,349,997	11	2,821,268	1	362,118	12	3,183,386		
9月	11	2,722,413	1	363,949	1	157,300	3,243,662	11	2,722,413	1	363,949	12	3,086,362		
10月	11	2,899,716	1	363,668	1	183,659	3,447,043	11	2,899,716	1	363,668	12	3,263,384		
11月	11	2,896,855	1	365,919	0	0	3,262,774	11	2,896,855	1	365,919	12	3,262,774		
12月	11	2,873,226	1	360,563	0	0	3,233,789	11	2,873,226	1	360,563	12	3,233,789		
1月	11	2,875,869	1	362,115	0	0	3,237,984	11	2,875,869	1	362,115	12	3,237,984		
2月	11	2,783,193	1	361,992	0	0	3,145,185	11	2,783,193	1	361,992	12	3,145,185		
3月	11	2,767,933	1	372,334	1	176,401	3,316,668	11	2,767,933	1	372,334	12	3,140,267		
賃与等	7月	5,591,225		752,115		0	6,343,340		5,591,225		752,115		6,343,340		
賃与等	12月	6,670,719		897,325		0	7,568,044		6,670,719		897,325		7,568,044		
合計		45,919,136		6,015,517		1,138,975	53,073,628					12 ^A	51,934,653		

8. 業種変更年月 業種変更前(業種変更が無い時) 12 業種変更後 年 月 12 51,934

No	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 適用月数	12. 承認する基礎日額	No	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 適用月数	12. 承認する基礎日額	No	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 適用月数	12. 承認する基礎日額	申告済概算保険料
01	○○ ○○	12000 ^円	12	14000 ^円	02	○○ ○○	10000 ^円	12	1000 ^円	03	○○ ○○	10000 ^円	6	0 ^円	1,152,760 ^円
				継続					継続						

13. 雇用保険料免除高齢労働者氏名(生年月日)

上記のとおり報告します。
令和 8 年 ○ 月 ○ 日
事業主氏名 株式会社○○工業 代表取締役 ○○ ○○

7. 予備欄

予備欄1	予備欄2	予備欄3
1期		
2期		
3期		


令和8年度の給付基礎日額を記入してください。
※年度途中の変更はできません。
※3月中に給付基礎日額の変更申請をした特別加入者が、年度更新時に再度、給付基礎日額の変更申請はできません。
当年度に加入した特別加入者も、年度更新時に給付基礎日額を変更することはできません。

令和7年度の各月末※1の使用労働者数
12※2

※1 賃金締切日がある場合は、各月の月末の直前の賃金締切日
※2 令和7年度中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数

【端数処理】
小数点以下切捨
ただし、0人となる場合は1人としてください。

労働保険対象者の範囲

 労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。

区分	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	<p>常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての者が対象となります。</p> <p>また、海外派遣者により特別加入の承認を得ている労働者は別個に申告をすることになりますので、その期間は対象となりません。</p>	<p>雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、</p> <p>① 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、 ② 31日以上の雇用見込みがある場合には原則として被保険者となります。</p> <p>ただし、次に掲げる労働者等は除かれます。</p> <p>○季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4か月以内の期間を定めて雇用される者 ・ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者 <p>○昼間学生</p>
個々の労働者の届出	<p>労働者ごとの届出は必要ありません。</p>	<p>新たに労働者を雇い入れた場合は、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。</p> <p>また、雇用保険被保険者が離職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と失業給付額等の決定に必要な「離職証明書」の提出が必要です。</p> <p>労働者から役員へ変わった場合等、ご不明な点は公共職業安定所へ別途ご確認ください。</p>
法人の役員（取締役）の取扱い	<p>代表権・業務執行権（注1）を有する役員は、労災保険の対象となりません。</p> <p>①法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱います。</p> <p>②法令又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規則によって、業務執行権を有する者と認められる者は、「労働者」として取り扱いません。</p> <p>③監査役及び監事は、法令上使用人を兼ねる事を得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、「労働者」として取り扱います。</p> <p><u>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</u></p>	<p>株式会社の取締役は、原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者的性格の強いものであって、雇用関係（注2）があると認められる者に限り「被保険者」となります。この場合、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①代表取締役は被保険者になりません。 ②監査役は原則として被保険者になりません。</p> <p>また、株式会社以外の役員等についての取扱いは以下のとおりです。</p> <p>○合名会社、合資会社、合同会社の社員は株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。 ○有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱います。 ○農業協同組合等の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。 ○その他法人又は法人格のない社団若しくは財団の役員は、雇用関係が明らかでない限り被保険者とはなりません。</p> <p><u>※保険料の対象となる賃金は、「役員報酬」の部分に含まれず、労働者としての「賃金」部分のみです。</u></p>


労働保険対象者の範囲

区分	労災保険	雇用保険
事業主と同居している親族	<p>事業主と同居の親族は、原則として対象者とはなりません。ただし、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において、一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、次の条件を満たすものについては、一般に私生活面での相互協力関係とは別に独立して労働関係が成立しているとして、対象者となります。具体的な判断については、以下の要件を満たしているか否かとなります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>原則として被保険者となりません。</p> <p>ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。</p> <p>①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③事業主と利益を一にする地位(役員等)にないこと。</p>
出向労働者	<p>出向労働者が出向先事業組織に組入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し出向先で対象労働者として適用してください。</p>	<p>出向元と出向先の2つの雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当しますので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。</p>
派遣労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元…原則としてすべての労働者を対象労働者として適用してください。 ・派遣先…原則として手続の必要はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元…次の要件をすべて満たしていれば被保険者として含めます。 ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 ② 31日以上雇用見込みがあること。 ・派遣先…原則として手続の必要はありません。
日雇労働者	<p>すべて対象となります。</p>	<p>日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者のうち、日雇労働で生計を立てている者は、日雇労働被保険者となります（臨時・内職的な場合は該当しません。）。</p>

(注1) 株主総会、取締役会の決議を実行し、また、日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限（代表者が行う対外的代表行為を除く会社の諸行為のほとんどすべてを行う権限）。

(注2) 業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている関係。

賃金の範囲

 労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者（年度途中の新規採用者、退職者を含みます。）に対して賃金、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 年功慰労金 勤続褒賞金 退職金	労働協約・就業規則等の定めがあるかないとを問わない
通勤手当	課税分、非課税分を問わない（※1）	出張旅費 宿泊費 赴任手当	実費弁償と考えられるもの
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	工具手当 寝具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
超過勤務手当 深夜手当等	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの 法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
扶養手当 子供手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
在宅勤務手当	在宅勤務を行うことのみを要件として、就業規則等の定めに基づき定額を支払う手当（※2）	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄を援助するために、事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合 （持株奨励金など）
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	会社が全額負担する生命保険の掛け金	労働者を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で、事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	住宅の貸与を受ける利益 <small>（福利厚生施設として認められるもの）</small>	住宅貸与されない者全員に対し（住宅）均衡手当を支給している場合は、賃金となる場合がある
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	その他	労働協約、就業規則、労働契約、労使協定（休業協定）等によってあらかじめ支給条件が明確にされたもの
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当		
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当		
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合		
昇給差額	離職後支払われた場合で在職中に支払いが確定したものを含む		
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む		

（※1）在宅勤務が行われる際の交通費の取扱いについては以下となります。

当該日における労働契約上の労務提供地	「自宅－企業」間の移動に要する費用の取扱い
自宅	業務として一時的に会社へ出勤する場合は実費弁償
企業	通勤手当

（※2）就業規則等により、在宅勤務手当のうち業務の遂行に必要な費用の実費弁償に当たることが明らかである部分は、賃金に含まれません。

賃金等の報告作成のチェックポイント

労働保険料等の算定に当たっては、対象となる賃金総額を正確に把握することが大切ですので、このチェックポイントで、もう一度ご確認ください。

- 賞与、その他の臨時の賃金がもれていませんか。
- 臨時労働者となるいわゆるパート・アルバイト等の賃金がもれていませんか。
- 年度途中の新規採用者、退職者の賃金がもれていませんか。
- 交通費（非課税分、現物支給の定期代等を含む）がもれていませんか。
- 一括して申告・納付を行うこととしている支店や工場等の労働者の賃金がもれていませんか。
- 代表者や被保険者とならない役員の賃金を含めていませんか。
- 雇用保険の加入条件（1週間の労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込み）を満たす労働者の加入手続にもれはありませんか。
（事務組合に雇用保険の被保険者の異動等に関する報告が必要です。）
- 1か月平均使用労働者数・被保険者数は記入しましたか。
※端数は切り捨ててください。ただし、0人となる場合は1人としてください。

→ 賃金の
範囲

→ 対象者の
範囲

一般拠出金の申告・納付

一般拠出金とは

「一般拠出金」とは、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、事業主の皆様にご負担いただくものです。

徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主※からの特別拠出金と併せて、石綿（アスベスト）健康被害者（労災補償の対象にならない方）の救済費用に充てられます。 ※アスベストの製造、販売を行ってきた事業主

対象となる事業主

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備等に幅広く使用されてきました。そのため、**すべての労災保険適用事業主**に一般拠出金を負担していただくこととしております。

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

納付の方法

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

※一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続となります。

※延納（分割納付）はできません。

料率

業種を問わず、一律1,000分の0.02です。

※労災保険のメリット対象事業場であっても、メリット料率の適用（割増、割引）はありません。

雇用保険の被保険者負担額

令和7年4月1日～令和8年3月31日（令和7年度）

事業の種類	保険料率	負担割合	
		事業主	被保険者
一般の事業	14.5/1000	9/1000	5.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	16.5/1000	10/1000	6.5/1000
建設の事業	17.5/1000	11/1000	6.5/1000

令和8年4月1日～令和9年3月31日（令和8年度）

事業の種類	保険料率	負担割合	
		事業主	被保険者
一般の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産・清酒製造の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

雇用保険の被保険者負担額

雇用保険の被保険者が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金総額に被保険者負担分の雇用保険料率を乗じて算定します。

※上記により計算した被保険者負担分に1円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。

- ①被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
- ②被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。

例) 賃金総額 255,935円 × 6/1000 = 1,535.61 → **1,536円**

※ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

高年齢者に係る保険料免除の廃止

平成29年1月1日から、**65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象**となりました。

また、高年齢者に係る雇用保険料の徴収免除の経過措置が終了しましたので、令和2年4月1日からは**64歳以上の方についても、他の雇用保険被保険者同様に雇用保険料の納付が必要**となりました。

一括有期事業の年度更新手続

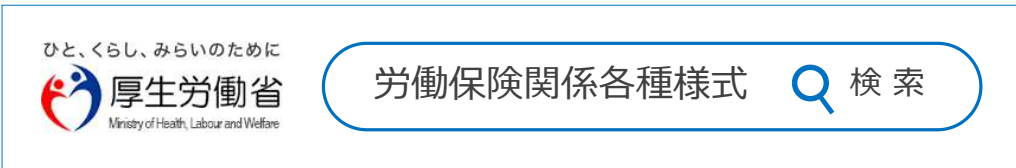
✓ 一括有期事業における年度更新手続

建設の事業では、労働保険料の申告・納付のほか、「一括有期事業報告書（建設の事業）」「一括有期事業総括表」が必要です。

立木伐採等の林業では、「一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）」が必要です。

様式は、労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

厚生労働省のホームページからのダウンロード



✓ 一括有期事業の要件

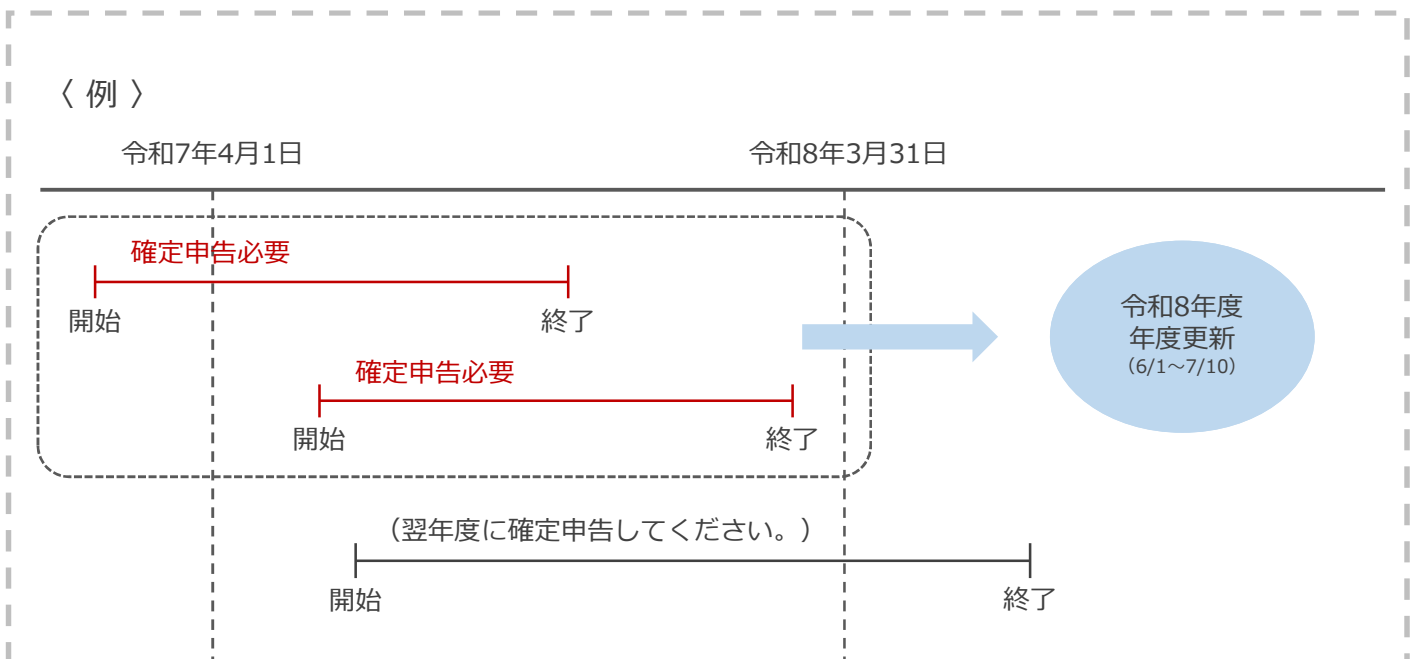
建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が**1億8千万円未満**（消費税額を除く(※)）、かつ、概算保険料額が**160万円未満**

※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9千万円未満（消費税含む）

立木の伐採の事業については、素材の生産量が**1,000立方メートル未満**、かつ、概算保険料額が**160万円未満**

✓ 申告する工事（建設の事業）

令和7年度内に終了した工事（**元請負により**実施した工事）



※立木の伐採の事業の算定期間についても、上記を参照してください。

保険料の算定のしかた

☑ 保険料の算定の方法（建設の事業）

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と「請負金額」による場合があります。

● 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における協力業者に雇われる者を含むすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、**支払賃金に保険料率**を乗じて保険料を算定してください。

この場合、**通勤手当**や**賞与等**の一時金も算入されますので、ご注意ください。

● 請負金額による算定

賃金総額を正確に把握し得ない場合には、請負金額に**労務費率**を乗じて得た額を賃金総額とし、これに**保険料率**を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金、つまり請負代金に支給資材等の価格相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事も用物のみを控除したものをいいます。



機械装置の範囲

「機械装置の組立て又は据付けの事業」（業種番号36）における労災保険料の算定に当たって、請負代金から控除することができる機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

- | | | |
|---------------|-----------------|----------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 7. 連続鋳造機 | 13. エスカレーター |
| 2. 火力発電所ボイラー | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 14. 石油精製、石油化学プラント |
| 3. 原子炉 | 9. 電気集塵装置 | 15. 水力発電設備 |
| 4. ゴミ焼却装置 | 10. ガス発生装置 | 16. 索道（ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト） |
| 5. 原子力発電所タービン | 11. 水処理設備 | |
| 6. 抄紙機（改造） | 12. エレベーター | |

☑ 保険料の算定の方法（林業）

賃金総額を正確に算定することが困難な場合には、以下の特例による賃金総額の算定が認められています。

● 林業のうち、立木の伐採の事業

労働局長が定める素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とします。

一括有期事業報告書の記入要領及び記入例

令和7年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

※ 工事開始時期の年度により、労務費率または保険料率が異なりますので、ご注意ください ※

共通

請負金額が500万円未満の工事については、他〇件として差し支えありません。

工事件数が多い場合は、2枚目以降は別紙を使用してください。

様式第7号(第34条関係)(甲)

労働保険

事業主控

一括有期事業報告書(建設の事業)

具体的な工事名を記入

労働保険番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		
3 5 1 0 8 9 3 0 0 0 5 1 2 3	〇〇邸新築工事 (令和2年4月1日~令和8年3月31日 工事開始分)	〇〇市 〇〇町〇-〇	2年4月1日から 7年9月30日まで	20,000,000			20,000,000	23	4,600,000
	△△邸増築工事 他8件	××市 ××-×-×	7年5月1日から 8年3月15日まで	35,000,000			35,000,000	23	8,050,000
	××邸増築工事 (令和7年4月1日以降工事開始分)	××市 ××町×-×	7年9月1日から 7年10月31日まで	(6,000,000)			(6,000,000)	賃金で 算出	(720,000)
		(小計)	年 月 日から 年 月 日まで						計 4,600,000
事業の種類	35 建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)		計	(6,000,000) 55,000,000			(6,000,000) 55,000,000		(720,000) 13,370,000

元請工事終了 令和8年3月15日→今年度に申告
令和8年4月15日→翌年度に申告

前年度中(保険関係が消滅した日までに)廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和8年6月12日

郵便番号(××× - ××××)

電話番号(××× - ××× - ××××)

山口 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主

住所 〇〇市〇-〇-〇

株式会社〇〇工務店

記名押印又は署名

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

㊞

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日

電話番号

[注意]

社会保険労務士記載欄

「労災保険率適用事業細目表」を参考に、「事業の種類」ごとに作成してください。

賃金総額

→請負金額 × 23% (労務費率)

【事業の開始時期ごとの消費税額の取扱いについて】

事業の開始時期	請負金額	消費税率等に係る暫定措置
工事開始日が平成25年9月30日以前のもの	消費税を含む	適用されない
工事開始日が平成25年10月1日~ 平成27年3月31日までのもの	消費税を含む	適用される 請負金額に108分の105を乗じる
工事開始日が平成27年4月1日以降のもの	消費税を除く	適用されない

一括有期事業報告書の記入要領及び記入例 (賃金で算定した工事がある場合)

※賃金で算定する工事は、「請負代金の額」欄、「請負金額」欄には該当する請負金額を、「賃金総額」欄には該当する賃金総額を**カッコ書き**で記入してください。

※令和7年度中に終了したすべての工事を**賃金で算定した場合でも、一括有期事業報告書は必要**となります。(労働保険料等算定基礎賃金等の報告を提出のみで済ませないでください。)

賃金で算定した工事は、**請負代金の額**をこのように**カッコ書き**で記入してください。

様式第7号(第34条関係)(甲)

事業主控

一括有期事業報告書 (建設の事業)

労働保険番号	府 県				所 掌 管 轄				基 幹 番 号				枝 番 号			1 枚目
	3	5	1	0	8	9	3	0	0	0	0	5	1	2	3	
事業の名称	事業場の所在地				事業の期間				① 請 負 金 額 の 内 訳				②	③		
									請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額	労 務 費 率	賃 金 総 額		
〇〇邸新築工事	〇〇市 〇〇町〇-〇				2年4月1日から 7年9月30日まで				20,000,000			20,000,000	23	4,600,000		
(令和2年4月1日~令和8年3月31日 日工事開始分)	(小計)				年 月 日から 年 月 日まで									計 4,600,000		
△△邸増築工事 他8件	××市 ××-×-×				7年5月1日から 8年3月15日まで				35,000,000			35,000,000	23	8,050,000		
××邸増築工事	××市 ××町×-×				7年9月1日から 7年10月31日まで				(6,000,000)			(6,000,000)	賃金で 算定	(720,000)		
(令和7年4月1日以降工事開始分)	(小計)				年 月 日から 年 月 日まで									(720,000)		
					年 月 日から 年 月 日まで									計 8,050,000		
														計 8,770,000		
事業の種類	35 建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)				計				(6,000,000) 55,000,000			(6,000,000) 55,000,000		13,370,000		

支払われた賃金総額を記入

前年度中(保険関係が消滅した日までに)廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和 8 年 6 月 12 日

山口 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

[注意]

社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

計

郵便番号(××× - ××××)

電話番号(××× - ××× - ××××)

住 所 〇〇市〇-〇-〇

事業主

株式会社〇〇工務店

記名押印又は署名

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

Ⓜ

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電話番号

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額を**カッコ書き**で、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額を記入してください。

一括有期事業総括表の記入要領及び記入例

手書用

原則3年ごとに改定されます。

別添様式

労働保険等

事業主控

8年度一括有期事業総括表（建設の事業）

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率		保険料額
						標準料率	別外料率	
31	水力発電施設、すい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの 令和6年4月1日以降のもの		18		1000分の89	1000分の	
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの 令和6年4月1日以降のもの		20		16		
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの 令和6年4月1日以降のもの		18		10		
34	鉄道又	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの 令和6年4月1日以降のもの		23		17		
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの 令和6年4月1日以降のもの	20,000,000 (6,000,000) 35,000,000	23	4,600 8,770	9.5		43,700 83,315

賃金で算定した工事はカッコ書きで記入してください。

労務費率で算定した賃金総額と賃金で算定した賃金総額の計

注
1 事業報告書（様式第7号（甲））に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
2 前年度にメリット割が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。
3 一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金を指す。
4 一般拠出金は事業（工事）の開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控

労働保険番号 3 5 1 0 8 9 3 0 0 0 5 1 2 3 2 枚のうち 1 枚目

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳	労務費率	賃金総額
○△新築工事	○市 ○町○-○	7年4月1日 7年9月30日	20,000,000	23	4,600,000
(令和2年4月1日～令和8年3月31日工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで			計 4,600,000
△△増築工事 他8件	××市 ××-×-×	7年5月1日 8年3月15日	35,000,000	23	8,050,000
××増築工事	××市 ××町×-×	7年9月1日 7年10月31日	(6,000,000)	賃金で算定	(720,000)
(令和7年4月1日以降工事開始分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで			計 8,050,000
事業の種類	35 建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	計	(6,000,000) 55,000,000	(6,000,000) 55,000,000	13,370,000

前年度中(保険期間が満了した日までに届はし又は終了がなかったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。)

令和 8 年 6 月 12 日

郵便番号(××× - ××××)

住所 ○○市○-○-○

事業主 株式会社○○工務店 代表取締役 ○○ ○○

氏名 (法人の上にはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示

氏名

電話番号

13,370	127,015
①を除いた合計	③一般拠出金率
13,370 千円	1000分の0.02
	一般拠出金額 (②×③)
	267 円

郵便番号()
電話番号()

住所 ○○市○-○-○

事業主 株式会社○○工務店 代表取締役

氏名

記名押印又は署名

【端数処理】
1円未満切捨て

一括有期事業報告書・総括表作成のチェックポイント

労働保険料等の算定にあたっては、対象となる賃金総額を正確に把握することが大切ですので、このチェックポイントで、もう一度ご確認ください。

- 元請工事で令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に終了した工事がもれていませんか。
（下請工事は申告対象になりません。）
- 令和8年3月31日までに終了していない工事が含まれていませんか。
（令和8年3月31日までに工事が終了していない場合は、本年度の申告対象になりません。）
- 一括有期事業の要件を満たさない工事が含まれていませんか。
- 事業の種類の区分に誤りはありませんか。
（「労災保険率適用事業細目表（建設事業）」で確認してください。）
- 支払賃金により保険料を算定している工事について、下請業者の賃金にもれはありませんか。
- 労務費率により保険料を算出している工事について、
工事開始日が平成27年3月31日までのものは、請負代金に消費税が含まれていますか。
工事開始日が平成27年4月1日以降のものは、請負代金から消費税を除いていますか。
- 平成19年4月1日以降に新規に工事を開始し、令和8年3月31日までに終了した工事について、総括表の一般拠出金欄の記入もれはありませんか。

→ 労災保険
関係資料

特別加入制度（中小事業主等）

☑ 特別加入制度とは

労災保険は、本来、労働者の業務又は通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方を対象に特別に**任意加入**を認める制度です。

☑ 対象者の範囲

- 一定の企業規模の事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）
- 労働者以外で事業主の事業に従事する方（事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）

☑ 特別加入の要件

- ①雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ②労働保険の事務処理を事務組合に委託していること
- ③事業主本人のほか、家族従事者など**労働者以外で業務に従事している方全員を包括して加入**すること（ただし、病気療養中、高齢その他の事情により実態として業務に従事していない事業主は、包括加入の対象から除くことができます。）

※業務に従事していない事業主を特別加入の対象者としなないことを希望する場合には、「特別加入申請書」に「理由書」を添付してください。

☑ 特別加入の手続

→ 労災保険
関係資料

中小事業主等が特別加入するためには、「特別加入申請書」を事務組合を通じて提出する必要があります。

特別加入の手続については、パンフレット「**労災保険特別加入制度のしおり〈中小事業主用〉**」を参照してください。

厚生労働省のホームページからダウンロード



特別加入制度のしおり 🔍 検索

☑ 注意事項

中小事業主等の特別加入は、労働者を常時使用する中小事業主を対象としています。具体的には、1年間に労働者を使用する日数が100日未満の場合は、中小事業主等としての特別加入はできません。

なお、この場合であっても、一人親方等及び特定作業従事者の加入要件を満たす場合には、一人親方等及び特定作業従事者として加入することができます。

特別加入申請書の記入要領及び記入例

様式第34号の7 (表面)

労働者災害補償保険 特別加入申請書 加入時健康診断が必要な業務の種類

帳票種別 36211	特別加入予定者の業務の種類 粉じん作業を行う業務 振動工具使用の業務 鉛業務 有機溶剤業務	特別加入前に左記の業務に従事した期間 (通算期間) 3年以上 1年以上 6か月以上 6か月以上	必要な健康診断 じん肺健康診断 振動障害健康診断 鉛中毒健康診断 有機溶剤中毒健康診断
---------------	---	---	---

① 申請に係る事業の労働保険番号

府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号	技 番 号
3	5	1	08930005	005

② 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称)
厚生労働塗装有限公司

③ 申請に係る事業
 名称 (フリガナ) _____
 名称 (漢字) **厚生労働塗装有限公司**
 事業場の所在地 **〇〇市〇-〇-〇**

表に記載されている業務に、それぞれ定められた期間に従事したことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

④ 特別加入予定者 加入予定者数 計 **2** 名

特別加入予定者	加入予定者数	計	業務の内容	特定業務・給付基礎日額
フリガナ 氏名 コウセイ タロウ 厚生 太郎	事業主との関係 (地位又は続柄) ① 本人 3 役員 () 5 家族従事者 ()	業務の具体的内容 一般建築物の塗装 (トルエン・キシレン・エチルベンゼン)	除染作業 1 有 3 無 ③ 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 ⑦ 有機溶剤 9 該当なし
生年月日 昭和41年 8月 20日	労働者の始業及び終業の時刻 9時 00分 ~ 17時 30分	業務の具体的内容 同上	除染作業 1 有 3 無 ③ 無	業務歴 最初に従事した年月 昭和〇年 10月 従事した期間の合計 30年間 6ヶ月 希望する給付基礎日額 18,000円
フリガナ 氏名 コウセイ シロウ 厚生 次郎	事業主との関係 (地位又は続柄) 1 本人 ③ 役員 (取締役) 5 家族従事者 ()	業務の具体的内容 同上	除染作業 1 有 3 無 ③ 無	従事する特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 ⑦ 有機溶剤 9 該当なし
生年月日 昭和52年 4月 5日	労働者の始業及び終業の時刻 9時 00分 ~ 17時 30分	業務の具体的内容 同上	除染作業 1 有 3 無 ③ 無	業務歴 最初に従事した年月 平成〇年 8月 従事した期間の合計 20年間 8ヶ月 希望する給付基礎日額 14,000円

折り曲げる場合には (▶) の所で折り曲げてください。

労働者の所定労働時間及び休憩時間を記入してください。

特定業務に従事しない場合は、記入する必要はありません。

⑤ 労働保険事務の処理を委託した年月日 **〇年 4月 3日**

⑥ 労働保険事務組合の証明

上記⑤の日より労働保険事務の処理の委託を受けていることを証明します。

労働保険事務組合の名称 **労働保険事務組合 〇〇組合**

〒 **753-XXXX** 電話 (083) **XXX-XXXX**

主たる事務所の所在地 **山口市〇〇町x-x**

代表者の氏名 **組合長 〇〇**

〇年 4月 5日

⑦ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して30日以内) **〇年 5月 1日**

上記のとおり特別加入の申請をします。

〇年 4月 21日

山口 労働局長 殿

〒 **XXX-XXXX** 電話 (XXX) **XXX-XXXX**

住所 **〇〇市〇-〇-〇**

事業主の氏名 **厚生労働塗装有限公司** 代表取締役 **厚生 太郎**
 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

労災保険関係資料

労災保険率及び第一種特別加入保険料率

労災保険率適用事業細目表（建設事業）

事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

理由書

労災保険率及び第一種特別加入保険料率

令和6年4月1日改定
(単位：1/1000)

事業の種類/分類	事業の種類/番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	52
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	37
	26	その他の鉱業	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34
	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5
	38	既設建築物設備工事業	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6
	37	その他の建設事業	15
製造業	41	食料品製造業	5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	13
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5
	55	めっき業	6.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	57	電気機械器具製造業	3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
	59	船舶製造又は修理業	23
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	
61	その他の製造業	6	
運輸業	71	交通運輸事業	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス業	6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	3
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42

労災保険率適用事業細目表（建設事業）

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	31	水力発電施設、 ずい道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	33	舗装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工用機械以外 の機械の組立て又は据付けの事業を除く。） 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	35	建築事業 ((38)既設建築物設 備工事業を除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工用機械以外 の機械の組立て又は据付けの事業を除く。） 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の 建設事業（(3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるもの を除く。） 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの 高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業（(3507) 建築物の新設に伴う 電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業 3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用され ている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに 限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンク リート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業（(3103) 隧道新設事業の態様 をもって行われるものを除く。） ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業

労災保険率適用事業細目表（建設事業）

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類細目
建設事業	35	建築事業 ((38)既設建築物設備 備工事業を除く。)	3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設（埋設を除く。）の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工 事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及び これに附帯して行われる事業（建設工事用機械以外の機械の組立て 又は据付けの事業、（3802）既設建築物の内部において主として行 われる電気の設備工事業及び（3715）さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械設置の組立て 又は据付けの事業 ※「その他のもの」 に係る労務費率は 基礎台の建設につ いてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又は据付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業（（3102）高えん堤新設事業を除く。） 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の 埋設事業（（3103）内面巻替えの事業を除く。） 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈殿池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備（植林のみによるものを除く。）の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（一貫して 行う（3719）造園の事業を含む。） 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の解体事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 (33) ほ装工事業及び（3505）工作物の解体（一部分 を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材 の大部分を再度使用することを前提に解体するものに 限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。

事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種番号	事業の種類	工事開始日が平成21年4月1日～平成24年3月31日のもの		工事開始日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日～平成30年3月31日のもの		工事開始日が平成30年4月1日～令和6年3月31日のもの		工事開始日が令和6年4月1日～のもの	
		労務費率 (%)	保険料率 (1000分の)	労務費率 (%)	保険料率 (1000分の)	労務費率 (%)	保険料率 (1000分の)	労務費率 (%)	保険料率 (1000分の)	労務費率 (%)	保険料率 (1000分の)
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	19	103	18	89	19	79	19	62	19	34
32	道路新設事業	21	15	20	16	20	11	19	11	19	11
33	舗装工事業	19	11	18	10	18	9	17	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業	24	18	23	17	25	9.5	24	9	19	9
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	21	13	21	13	23	11	23	9.5	23	9.5
38	既設建築物設備工事業	22	14	22	15	23	15	23	12	23	12
36	機械装置 の組立て 又は 据付けの 事業	40	9	38	7.5	40	6.5	38	6.5	38	6
		22		21		22		21		21	
37	その他の建設事業	24	19	23	19	24	17	24	15	23	15

事務組合に報告が必要な事項

✔ こんなときは事務組合に報告が必要です。

こんなとき	必要な書類
事業場に関する報告	
支店や営業所等を新設したとき	労働保険関係成立届 雇用保険適用事業所設置届
名称、所在地を変更したとき	労働保険名称、所在地等変更届 雇用保険適用事業主事業所各種変更届
事業の内容を変更したとき	労働保険名称、所在地等変更届 雇用保険適用事業主事業所各種変更届
事業を廃止したとき	労働保険事務等処理委託解除届 雇用保険適用事業所廃止届
被保険者の異動等に関する報告	
被保険者となる労働者を新たに雇用したとき	雇用保険被保険者資格取得届
離職等により被保険者でなくなったとき	雇用保険被保険者資格喪失届 雇用保険被保険者離職証明書
被保険者が転勤したとき	雇用保険被保険者転勤届
被保険者が氏名を変更したとき	雇用保険被保険者氏名変更届
被保険者が60歳になったとき	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書
被保険者が育児・介護休業を開始したとき	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
特別加入者の異動等に関する報告	
特別加入者のうち一部に変更があるとき	特別加入に関する変更届

